

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告掲載事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として、社協の資産等に広告媒体として活用する有料広告掲載事業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 社協が作成する広報紙等の印刷物

イ 社協のホームページ

ウ その他社協会長（以下「会長」という。）が認める資産等

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告掲載決定通知を受けた者をいう。

(4) 広告掲載申込者 広告掲載しようとする業者及び広告代理業を営む者をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、公共性及び公益性を損なわないものにするとともに、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げる広告は掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 特定の政党又は政治団体の利益になると認められるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(6) 個人の氏名を広告するもの

(7) 社会問題について主義主張するもの

(8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの

(9) 美観風致を害するおそれのあるもの

(10) 当該広告の内容を社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないと会長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、会長が別に定める。

(取扱要領)

第4条 会長は、広告を掲載する事案ごとに、取扱要領を作成しなければならない。

2 前項の取扱要領には、次の事項を記載するものとする。

(1) 広告の種類

(2) 広告掲載枠の規格

(3) 広告掲載の場所又は位置

(4) 広告掲載の時期、期間又は回数

(5) 広告掲載料

(6) 広告掲載の募集、申込み及び選定方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、前条の取扱要領に基づき、広告を掲載する事案ごとに社協広報紙、社協ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

2 広告掲載申込者は、前条の取扱要領に定める広告掲載申込書に、必要な書類等を添えて、指定された期日までに会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条第2項に規定する申込書の提出を受けたときは、別に定めるものを除き、速やかに可否を決定しなければならない。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告掲載決定通知書(様式第1号)又は袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告不掲載決定通知書(様式第2号)により、その結果を広告掲載申込者に通知しなければならない。

(掲載料の納付及び経費の負担)

第7条 広告主は、前条の規定による広告掲載の決定後、会長が指定する期日までに、社協が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

2 広告掲載に係る広告の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 会長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 第3条第1項各号に規定する範囲に該当するとき。

(3) その他会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第9条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由等により広告掲載ができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 広告掲載料を還付するときは、利息を付さないものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 会長は、広告主の責めに帰すべき理由等により広告掲載を中止したことに伴い社協に損害が発生した場合は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(業務の委託)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、広告の募集、広告の作成等について、業務を委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第12条 会長は、広告を掲載した物品等の寄附の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が、第3条各号に該当しないときは、当該寄附者と確認書を取り交わした後、寄附を受けることができる。この場合において、次の各号に該当する事項は、寄附者において速やかに対応することを条件とする。

(1) 広告の内容に関する苦情等の対応

(2) 寄附者の責めに帰すべき理由等により問題が生じた際の当該物品等の回収及び代替の物品等の提供

2 前項の場合において、第4条及び第6条の規定は適用しないものとする。
(広告審査会)

第13条 広告掲載に関する事項を審査するため、袖ヶ浦市社会福祉協議会
広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 広告原稿の審査に関すること。

(2) 広告の掲載に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項

3 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 審査会の委員長は、会長の職にある者をもって充てる。

5 審査会の委員は、副会長、常務理事、事務局次長の職にある者をもって
充てる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員
長の指名する委員がその職務を代理する。

7 委員長は、第5項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関
連ある学識経験者を、臨時の委員として加えることができる。

(会議)

第14条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたとときに招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委
員長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼
し、意見又は説明を求めることができる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 2 月 1 9 日から施行する。